- 1. 事故発生の日時 令和5年1月30日(月) 16時15分頃
- 2. 事故発生の場所 和歌山市
- 3. 事故発生場所の工事名、工期

工 事 名:河川整備工事

工期:令和4年9月10日~令和5年6月30日

4. 請負業者名 県内建設業者

5. 事故発生状況

大型土のうを不整地運搬車で運搬中、水中部の凹凸箇所を走行した際に、不整地運搬車の能力を超えた大型土のうを積んでいたため車体が傾き、大型土のうが荷崩れし、荷台に乗っていた被災者に接触した。

○女性1名負傷(第1、第2腰椎左横突起骨折)

6. 事故原因

- ・労働安全衛生規則において、「不整地運搬車を用いて作業を行うときは、あらかじめ、当該作業に係る場所の広さ及び地形、機械の種類及び能力、荷の種類及び形状等に適応する作業計画を定め、かつ、当該作業計画により作業を行わなければならない。」とされているが、作業計画を定めず、作業計画による作業を行っていなかったこと。
- ・また、「荷台にあおりのある不整地運搬車を走行させる場合において、当該荷台に労働者 を乗車させるときは、移動により労働者に危険を及ぼすおそれのある荷について、歯止 め、滑止め等の措置を講ずること」とされているが、荷(大型土のう)に適切な措置を講 じていなかったこと。

7. 本件における改善対策

- ・不整地運搬車走路の事前確認を実施し、必要に応じ不安定箇所を整備してから作業に着手 すること。
- ・大型土のうを運搬する際、不整地運搬車の荷台に乗らない施工方法を検討すること。